

堺市住居確保給付金支給額等変更決定通知書

年　月　日

様

堺市長

印

年　月　日　　第　　号で生活困窮者自立支援施行規則第11条第1項
第1号の規定により支給決定した住居確保給付金について、　　年　月　日付けの
堺市住居確保給付金支給額等変更申請書に基づき、下記のとおり変更決定したので通知します。

記

1 変更内容

2 変更後の家賃に対する支給期間

支給開始時期

支給終了時期

3 変更理由

4 支給対象となる住宅

名 称

所在地

(教示)

- この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内の間(この決定があつた日から1年を超えることができない。)に限り、堺市長に対して審査請求をすることができます。
- この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内の間(この決定があつた日から1年を超えることができない。)に限り、堺市(代表者は、市長)を相手方として、この決定の取消しを求める訴えを提起することができます。